

## 離婚協議書

### 第1条 (協議離婚の合意)

夫文京太郎(昭和〇年〇月〇日生、以下「甲」という。)と妻文京花子(昭和〇年〇月〇日生、以下「乙」という。)は、協議離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印する。協議離婚に伴う給付等に関しては、次条以下のとおり、合意確認する。

### 第2条 (親権)

甲乙間の未成年の子文京一郎(平成〇年〇月〇日生、以下「丙」という。)の親権者を母である乙と定める。

### 第3条 (監護養育)

丙の監護養育は、母である乙において行うものとする。

### 第4条 (養育費)

甲は、乙に対し、丙の養育費として、丙が成人に達する日の属する月まで、毎月金4万円を、毎月末日限り、乙の指定する金融機関口座に振込み送金して支払う。振込み送金に要する費用は、甲の負担とする。

### 第5条 (面会交流)

乙は、甲に対し、月1回程度、丙と面会交流することを認め、その具体的な日時、場所及び方法等は、丙の福祉を尊重し、甲乙協議の上、定めるものとする。

### 第6条 (慰謝料)

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金300万円の支払い義務があることを認め、平成〇年〇月〇日限り、乙の指定する金融機関口座に振込み送金して支払う。振込み送金に要する費用は、甲の負担とする。

### 第7条 (債権債務の不存在)

甲及び乙は、本件離婚に関し、本協議書に定めるもののほか、何らの債権債務もないことを相互に確認した。

### 第8条 (公正証書作成)

甲及び乙は、本合意に基づき、強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに合意した。

以上

甲及び乙は、本合意の成立を証するため、本協議書を2通作成し、各自署名・捺印の上、各自1通保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲

住所 東京都文京区音羽一丁目〇号〇番

氏名 文京 太郎 印

乙

住所 東京都文京区音羽一丁目〇号〇番

氏名 文京 花子 印